

凡 例

1. 調査の対象は道路法に適用される高速自動車国道、一般国道（指定区間、指定区間外）、都道府県道（主要市道を含む）及び市町村道である。
2. 平成26年4月1日現在の数値である。
ただし、東日本大震災の影響により、岩手県、宮城県及び福島県においては、市町村道の一部に平成26年4月1日以前のデータを含む。
3. 延長の単位は、メートルである。
4. 1976年版（内容：昭和50年度当初）以前の統計年報では、道路橋の全数を計上していたが、1977年版（内容：昭和51年度当初）から、橋長15メートル以上の橋梁について計上している。
5. 橋梁が二つの都道府県及び政令指定市にまたがる場合は、当該橋梁を管理する都道府県（指定市）に、両都道府県（指定市）で管理する場合は、協議によりいずれか一方の都道府県（指定市）に、また、2都道府県（指定市）以上にわたって管理区域を有する場合の橋梁については、橋長の長い方の都道府県（指定市）に計上している。
6. 用語の説明
 - (1) 「橋梁」は、橋長15メートル以上の道路橋（高架の道路橋及び栈道橋を含む。）である。
 - (2) 「長大橋」は、橋長100メートル以上、「中小橋」は、100メートル未満のものである。
 - (3) 「通行制限」は、道路法第47条の規定により通行荷重等の制限を設けているものである。